

第7期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる中間評価（隠岐広域連合）

(1)取組と目標				(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
(1)介護支援専門員(ケアマネジャー)の人材育成支援・資質の向上	①隠岐広域連合と隠岐4町村の連携 ②研修会の実施	①地域包括支援センターによる定期的な連絡会及びケース検討会 ②研修会(年1回程度)	第11章 2. 介護サービスの質の向上 103ページ	①隠岐の島町ケアマネ連絡会にてケアプラン検討会を実施 平成30年度:年2回実施 令和元年度:年2回実施 (9/30、1/24) ②給付適正化研修会(隠岐圏域全事業所対象)～24事業所 H30年度:年1回実施 「アセスメントから援助計画へ」～33名参加 令和元年度:11月2日実施 「家族理解」～31名参加	自己評価:【A】 計画通りの検討会、研修会を実施できた。	給付適正化研修会の実施を継続していく。	A
(2)地域密着型サービス事業者の質の向上	①計画的な実地指導及び集団指導の実施 ②事業所連絡会への参加及び研修会の実施	①実地指導(H30:6回, R1:4回) 集団指導(毎年3月予定) ②事業所連絡会(要請に応じて) 研修会(年1回程度)	第11章 2. 介護サービスの質の向上 104ページ	① 実地指導 平成30年度:6事業所実施 令和元年度:4事業所実施 集団指導 平成30年度:平成31年3月25日実施 令和元年度:新型コロナウイルス感染症予防のため開催中止 ② 事業所連絡会 平成30年度:要請なしのため未参加 令和元年度:要請なしのため未参加 研修会 平成30年度:平成30年12月9日実施 「小規模多機能型居宅介護事業研修会」～49名参加 令和元年度:令和2年2月21日実施 「地域密着型サービス事業者研修会」～29名参加	自己評価:【A】 実地指導及び研修会は概ね計画通りに実施出来ている。事業所においては、指導時の大きな法令違反等は見受けられず、これまで継続して行ってきた実地指導及び集団指導の成果が表れている。また、事前資料等の提出を求める際に、既存資料を活用したため、提出書類の削減につながった。	【課題】 実地指導では大きな法令違反は見受けられなかったが、各種加算の算定要件については、誤った認識で算定していた事例が数件確認されたため、集団指導において周知を行う予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催を中止した。 【対応策】 取得要件が複雑な加算などは、集団指導や実地指導を通じて継続的に周知していく。	A

(1)取組と目標				(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
(3)人材確保対策事業	<p>①隠岐圏域福祉事業所を一元化した求人広告及び就業相談窓口の設置</p> <p>②ジョブフェア等の企画立案</p> <p>③介護福祉士養成校訪問</p> <p>④中高生との意見交換及び介護の魅力発信</p> <p>⑤ホームページの改修及びSNSの活用</p> <p>⑥就業希望者への事業所紹介</p> <p>⑦各種研修(介護福祉士実務者研修・初任者研修・喀痰吸引研修・入門研修・指導者養成研修)の隠岐圏域での実施</p>	<p>①無料職業紹介事業所の届出後、窓口を開設し、求人・求職情報の受付及び定期的な発信をする。</p> <p>②他団体が開催するジョブフェアに参加。次年度以降に向けて独自企画を検討する。</p> <p>③県内養成校等の訪問を実施する。</p> <p>④高校生へのガイダンスを実施する。</p> <p>⑤隠岐広域連合ホームページに介護人材確保対策事業を追加する。</p> <p>⑥隠岐圏域の介護事業所紹介一覧を作成する。</p> <p>⑦介護福祉士実務者研修、指導者養成研修、入門的研修等を実施する。</p>	令和元年度 新規事業	<p>①隠岐広域連合介護保険課に求人・求職窓口を設置(令和元年6月)。求人票など必要な書類を作成。事業所説明を行い、運用開始予定だったが、新型コロナウイルス感染症の関係で延期となった。</p> <p>②9月6日、7日に島根県社会福祉協議会島根県福祉人材センターの主催する就職・転職フェアに参加。相談は2名あったが、介護に関するものではなかった。</p> <p>③次年度実施に向けて計画中。</p> <p>④隠岐高等学校(9月:5名)、水産高校(12月:32名)で福祉ガイダンスを実施。(県社協・隠岐の島町社協と合同)</p> <p>⑤隠岐広域連合ホームページに「島の福祉事業所案内所」ページを開設。</p> <p>⑥島根県福祉人材センターの運営する「介護のお仕事とひろば」への登録を依頼し、22事業所のうち17事業所の登録完了。 登録した情報をもとに事業所PRブックを作成。</p> <p>⑦島根総合福祉専門学校と平成30年度に事業協定を締結。 ・実務者研修 実施期間:令和元年7月～令和元年10月 受講者数(修了者数):17名(16名) ・実務者教員研修 実施期間:令和2年1月～ 受講者数(修了者数):7名(実施途中) ※新型コロナウイルス感染症の関係で延期となっている。 ・入門的研修は 実施期間:令和元年11月20日～22日 受講者数(修了者数):14名(8名) ※海士町で入門的研修を予定していたが、企画調整に時間を要することから、次年度開催に変更。 ※R1.5月に隠岐圏域の介護事業所及び所属職員を対象としたアンケート調査を実施。</p>	<p>自己評価:【A】 概ね計画通りに動けてはいるが、求人のやり取りやホームページの改修について、当初計画していたスケジュールより遅れが出てしまった。 高校生への福祉ガイダンスはすぐに効果の出る企画ではないが、継続して行うことで福祉教育にもつながり、Uターン就職の期待もできることから次年度も継続して行いたい。 隠岐圏域での研修体制は整いつつある。実務者研修教員講習会は10名程度の受講を目指していたが、7名の受講という結果になってしまった。知夫村での入門的研修は評判が良く、若年層から高齢者まで幅広い年代に受講していただけた。</p>	<p>【課題】 研修会への参加や広報に係る情報提供などで事業所との連携が上手くいかない部分があった。 事業全体のスピードが遅く、年度末に駆け込みでの実施になってしまうことがいくつかあった。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図る観点から、事業実施ができない部分が多く出てきている。</p> <p>【対応策】 事業所との定期的な意見交換等を行うことで、隠岐圏域が一体となり人材確保等へ動けるようにしていく。 スピード感を持った活動を目指し、次年度の事業計画を作成していく。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、活動の幅が狭まることが予測されるが、インターネットなどを活用し、できる範囲で事業を推進していく。</p>	A
(1)要介護認定の適正化	<p>①認定調査の平準化</p> <p>②一次判定から二次判定の軽重度変更の平準化</p>	<p>①認定調査の点検、指導。(特記事項の点検及び介護の手に係る記載への指導) 調査員研修(必要に応じて)</p> <p>②合議体の再編成(半年に1回) 審査会委員研修(必要に応じて)</p>	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 105ページ	<p>①認定調査結果についての点検を行い、必要に応じて調査員への聞き取りを行った。また、調査員研修については、現任研修を10月に行う予定であったが、天候不良で3月に延期とした。3月には新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より中止とした。</p> <p>②合議体の再編成は4月・10月に実施。 審査会委員研修は、新任研修を4月に実施。</p>	<p>自己評価:【A】 計画通りに実施できた。</p>	<p>①研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より縮小されることが予測されるため、eラーニング等を活用し、可能な限り推進していく。</p> <p>②合議体の再編成については、今後も半年に1回とし、審査会委員研修についても必要に応じて行っていく。</p>	A

(1)取組と目標				(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
(2)ケアプラン点検の実施	①隠岐地域介護支援専門員協会と連携し、主任介護支援専門員の育成のための学習会を実施。 ②実地指導を中心としたケアプラン点検の実施と必要に応じ、事業所のケアプラン検討会、連絡会に参加する。	①主任介護支援専門員の育成のための学習会を開催(年4回程度)。 ②主任介護支援専門員が在籍する居宅介護支援事業所(4ヶ所)へのケアプラン点検の実施。	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 106ページ	①外部講師を招き、主任介護支援専門員及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした、グループワーク研修会を実施 (平成30年度:2回、令和元年度:1回) ②ケアプラン点検を実施。令和元年度より隠岐地区介護支援専門員協会へ点検業務を委託した。 【点検数】 平成30年度:198件 令和元年度:95件	自己評価:【A】 計画通りに実施できた。	ケアプラン点検については、隠岐地区介護支援専門員協会と連携し、業務委託を継続しながら、計画的に実施していく。	A
(3)住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化	①住宅改修については、利用者の状態及び住環境からその必要性・妥当性等を、又施工後は事前申請と相違のない事を点検及び審査。 ②福祉用具購入・貸与については、必要性や貸与要件に合致しているかを点検及び審査。	①住宅改修については、提出書類や写真等で現状が確認できない場合には訪問調査を行う。 ②福祉用具購入・貸与については、提出書類において不明瞭な場合には、担当ケアマネに再度必要性や貸与条件等の確認を行う。	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 107ページ	①住宅改修については、必要に応じて電話確認及び、現地確認を行った。 また、適切な支給が行われるよう、関係事業所へ制度理解の周知を行った。 【現地確認】 ・平成30年度3回、令和元年度1回 ②福祉用具購入・貸与については、必要性や貸与要件に合致しているか等確認を入念に行い適正な支給につなげた。	自己評価:【A】 計画通りに実施できた。	住宅改修及び福祉用具購入・貸与について、適正な支給につながるよう、必要に応じた電話確認や現地確認、制度理解の周知を継続していく。	A
(4)縦覧点検・医療情報との突合	①島根県国民健康保険団体連合会へ委託し、突合結果の検証やその他帳票の活用を行う。	①帳票活用のための研修会参加及び訪問指導等による国保連との連携。	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 108ページ	①国保連による研修 平成30年度:9月訪問指導研修済 令和元年度:2月国保連研修会参加 帳票については、ケアプラン点検及び実地指導前の参考として、活用できた。	自己評価:【A】 ①必要に応じた帳票の活用はできた。	国保連への委託を継続し、帳票についても、実地指導前の参考資料等、必要に応じた活用を継続していく。	A
(5)介護給付費通知	①サービスの利用と提供を普及啓発するとともに、適正な請求に向けた抑制効果をあげる。	「介護給付費通知」に説明文書を同封し通知していく。(年2回)	第11章 3. 介護給付適正化事業の推進 108ページ	介護給付費通知書に説明文書を同封し通知した。 平成30年度:9月、12月 令和元年度:7月、12月	自己評価:【A】 計画通り実施できた。	今後も継続して年間2回発送する。	A

【評価の基準】

A・・・概ね事業計画通りの事業が達成出来そうである。

B・・・一部事業計画通りの事業が達成出来そうもない。

C・・・ほとんど事業計画通りの事業が達成出来そうもない。